

答 申 情 第 1 8 8 号
令 和 7 年 1 月 1 7 日

京都市公営企業管理者交通局長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年5月15日付け交高管第22号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

市営地下鉄車両に関する文書の公文書一部公開決定事案（諮問情第301号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年4月1日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「市営地下鉄車両の令和6年度日、月、年検査の実施計画の記載された資料」の公開を請求した（以下「本件請求」という）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「令和6年度作業計画一覧表」及び「令和6年度全般検査・重要部検査計画」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年4月10日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

京都市情報公開条例第7条第4号及び第6号オに該当

全般重要部検査等に関する実施日程については、通常公開されない列車の運用に関する情報であり、公開することにより、犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとともに、適正な列車運行に支障を及ぼすおそれがあるため

- (3) 審査請求人は、令和6年4月17日に本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件公文書について

本件公文書は、地下鉄烏丸線及び東西線車両の整備場である車両工場の令和6年度

における作業計画一覧表と全般検査・重要部検査計画書である。

本件公文書の「作業計画一覧表」には、請求人が求める「令和6年度の日、月検査の実施計画」が記載されている。また、「全般検査・重要部検査計画書」には、請求人が求める「令和6年度の年検査の実施計画」が記載されている。

(2) 条例第7条第4号及び第6号オに該当することについて

非公開情報は、地下鉄車両の全般重要部検査等における試運転日に関係する事項である。全般重要部検査とは、4年または8年毎に実施する大規模な法定検査であり、検査の最終日に営業路線において正常動作を確認するための試運転を行う。

全般重要部検査に係る全ての試運転車両は、各試運転日の同じ時刻、同じダイヤで走行する。そのため試運転日が判明すれば、試運転車両の運行時刻を特定することが可能である。

なお、これまでから、全般重要部検査の試運転日など特定車両の運行情報に関する電話等からの問い合わせに対し、一律非公開として対応している。

ア 条例第7条第4号に該当することについて

試運転車両は、行先を示す正面表示器等に通常では見られない「試運転」という表示をしていることもあり、試運転車両の運行日時が特定できると、鉄道ファンは駅ホームで車両を待ち構え、試運転車両の写真撮影を行うことがある。中には、ホームから軌道に身を乗り出して写真撮影を行う鉄道ファンや、ホーム端部で脚立を使用し、足元が不安定な状況で写真撮影を行う鉄道ファンもいる。

乗務員や駅職員は安全面で懸念がある場合は、鉄道ファンに注意喚起を行い、安全な場所まで退避するよう要請するが、必ずしも速やかに指示に従っていただけない状況である。過去には、試運転車両が駅出発時に注意喚起のための電子ホーンを鳴動させたところ、鉄道ファンが乗務員に対し強い意見を申し立てた事案や、車両停車直前のカメラ発光による運転支障、駅で雑踏警戒していた職員と鉄道ファンの間での懸念事象等が発生している。

以上より、一部の鉄道ファンによる軌道への立ち入り、試運転車両の運行支障と営業運行の遅延、職員の要請に従わないという各種犯罪行為（鉄道営業法違反、刑法違反、民法違反）のおそれなど、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に該当する。

イ 条例第7条第6号オに該当することについて

試運転車両は営業ダイヤの間の制約された僅かな時間に走行しており、触車事故や著しい危険行為が発生すると試運転の中止を余儀なくされる。試運転が中止となる状況では、後続の営業車両のダイヤが遅延し、多くのお客様に御迷惑をお掛けすること

となる。

また、試運転車両には、交通局職員だけでなく、検査を実施するために委託業者が添乗しており、事故等により試験を中止し、改めて試運転を実施する場合には、追加で委託業者の確保や運転士の確保等のため、新たな費用が発生するという経済的損失だけでなく、検査日程の再調整が困難となるおそれがあり、車両運用計画を大幅に変更せざるを得ない。

以上から、地下鉄運行の適正な遂行に支障を及ぼすなど、高速鉄道事業の経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第6号オに該当する。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

検査計画の公開により犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすとは考えにくい。公開することにより検査工場にどのような犯罪や、危険の恐れがあるのか。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、令和6年度の地下鉄烏丸線及び東西線車両において、法令に基づいて実施している全般検査・重要部検査の試運転日等が記載されたものである。

本件公文書のうち、試運転日、全般重要部検査の検査年月日一覧表、検査期間とその日数、前回試運転日とその経過月数が非公開（以下「本件非公開部分」という。）とされている。

(2) 条例第7条第6号オ該当性について

ア 処分庁は、触車事故や著しい危険行為が起こると試運転の中止を余儀なくされ、後続の営業車両のダイヤ遅延や、試運転車両に同乗する委託業者及び運転士の再確保のための新たな費用発生などにより、高速鉄道事業の経営上の正当な利益を害するおそれがあるため、本件非公開部分は条例第7条第6号オに該当すると主張している。

イ 条例第7条第6号は、本市等が行う事務事業の中には、監査、契約、調査に係る事務など、当該事務又は事業の性質上、公開することによって、その目的が損なわれたり、公正かつ適切な執行が妨げられるものがあるため、これらに係る情報について、非公開とすることができることを定めたものである。また、本号オの「地方公共団体が経営する企業」とは、地方公営企業法第2条の適用を受ける企業（水道事業、公共下水道事業、自動車運送事業、高速鉄道事業、病院事業等）のことをいう。

ウ 当審議会において本件公文書を見分したところ、本件非公開部分のうち、試運転日、全般重要部検査の検査年月日一覧表、検査期間については、それぞれの実施予定日が記載されており、また、検査期間の日数、前回試運転日とその経過月数については、試運転日そのものの記載ではないものの、そこから試運転日が予測されることが認められた。

エ また、当審議会から処分庁にこれまでに発生した危険行為等の事例を確認したところ、実際に烏丸線で新車両の試運転を行った際、待機していた鉄道ファンと接触するおそれが生じた大変危険な事例があったとのことであった。

オ 上記ウ及びエを踏まえると、試運転日が公になることで、触車事故や危険行為が発生し、試運転の中止が余儀なくされ、改めて試運転を実施するための経済的な損失が生じうるに留まらず、法令に基づく検査の日程の再調整が困難になる等、高速鉄道事業の経営上の正当な利益を害するおそれがあるという処分庁の主張に特段不合理な点はなく、当審議会としては、本件非公開部分は、条例第7条第6号オに規定する非公開情報に該当すると判断する。

(3) 条例第7条第4号該当性について

ア 処分庁は、一部の鉄道ファンによる軌道への立ち入り、試運転車両の運行支障と営業運行の遅延、職員の要請に従わないという各種犯罪行為のおそれがあることから、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に該当すると主張している。

イ 一方、審査請求人は、検査計画を公にすることで犯罪の予防及び公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすとは考えにくく、検査工場にどのような犯罪や危険の恐れがあるのかと主張している。

ウ 条例第7条第4号は、公開することにより、犯罪の予防、捜査、公訴の維持その

他の公共の安全と秩序の維持に支障を来すおそれのある情報が記録された公文書について、非公開とすることを定めたものである。また、「公共の安全と秩序の維持」とは、平穏、正常な市民生活、社会の風紀等を維持することを意味するものである。

エ 当審議会から処分庁に、これまで実際に発生した法令違反につき確認したところ、特定の駅のエレベーター前の細い通路が撮影スポットとなっており、そこで撮影をしていた撮影者が車いすの利用者の妨げになっていたため移動を促したところトラブルになり、実際に警察への出動要請までは行っていないものの、刑法第234条に規定する威力業務妨害に該当する可能性があったとのことであった。

オ 条例第7条第4号の趣旨は上記ウのとおりであり、その適用には慎重であるべきであるが、上記エのような事例が確認できたことを鑑みると、試運転日の記載を含む本件非公開部分を公開することが公共の安全と秩序の維持に支障を来す事態につながる可能性は否定できないことから、本件非公開部分に条例第7条第4号該当性がないとまではいえず、当審議会としては、本件非公開部分は条例第7条第4号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年 5月15日 諮問

6月14日 諮問庁からの弁明書の提出

12月13日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和6年度第8回会議）

令和7年 1月17日 審議（令和6年度第9回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）